

堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条上下水道局水道部水道事業調整課事業係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (7) 水道の整備工事に係る設計審査に関すること（サービス推進部の所管に属するものを除く。）。

第7条上下水道局水道部水道建設課の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。